

第十九回国会 人事委員会 議録 第三十一号

昭和二十九年十月九日(土曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 川島正次郎君

理事田中 好君 理事永田 亮一君

理事山口 好一君 理事櫻井 奎夫君

田中 萬通君 原 健三郎君

石山 權作君 加賀田 進君

辻原 弘市君 森 三樹二君

池田 清志君 田中 久雄君

受田 新吉君 矢尾喜三郎君

小山倉之助君

委員外の出席者

人事院事務官

(事務総局)

(給与局長)

大蔵事務官

(主計局長)

岸本 晋君

専門員 安倍 三郎君

専門員 遠山信一郎君

十月九日

委員辻原弘市君辞任につき、その補

欠として森三樹二君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

公務員の給与に関する件

○川島委員長 開会いたします。

公務員の給与に関する件について調

査を進めます。質疑の通告があります

から、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 第一点として、公務員の

給与関係の重要問題をお尋ねしたいと

思います。これはちょうどここへ人事

院と大蔵省の関係担当者がおいで

になりますので、おわかりになる範圍

内で、その責任の範圍内でお答え願

たいのでありますが、大體公務員の給

与体系が、その勤務する官省別によつ

てわけられている傾向がある。たとえ

ば一般職の職員の給与体系というよう

なもの、あるいは物別職の職員の給

与、外交官あるいは今度の防衛庁の職

員の給与、こうつけられておること

について、何らかこれに一貫した体系を

打立てたいということ、前から申し

上げてあるであります。

(委員長退席、山口(好)委員長代

理着席)

政府当局の方においてもそれに対し

て、できるだけ近い機会にその整理統

合をはかる方針を打立てたいと言

われたのであります。在昔今日に

立ち至つております。この問題につ

いて、たとえば防衛庁の職員は給与が日

額計算にされておる。そのほかの職員

は月額計算である。こういうふうにな

つてゐる。一個の問題をとらえまして

も、整理統合しなければならぬ理由

がひそんでおると思ふのです。また特

別職と一般職との調整においてもそう

いう問題があるし、わけて現業関係の

職員と、それから一般職の職員との間

におけるバランスをとる問題について

は、先般来特別の法律の規定も設け

て、その調整をはかるようになったの

であります。この公労法の適用を受

ける人と、一般職の職員の給与に関す

る法律の適用を受ける人との、その具

体的問題の処理等についてと同様の措

置を、他の関係公務員の方にもこれを

及ぼす必要はないか、これについてお

答え願いたい。それを先にお答え願

いましょう。

○慶徳説明員 ただいま御質問のご

ざいした点は、率直に申し上げて、ま

ことにごもつともな問題であるうかと

考えておるわけでありませう。おそ

らく御承知かと思ひますが、政府にお

きましては公務員制度調査会という

閣議決定によりましてつくりまして、

去る六月二十二日から毎週公務員制度

の問題、あわせましてただいま御指

摘になりましたような問題も含めまし

て、検討を続けておる現状でございます

です。従ひまして、それに対するまだ結

論は出ておらないのであります。た

だ事務的な立場からこの際お答え申し

上げますと、確かに御指摘がござい

ましたように、一般職と特別職との関

係、あるいはまた自衛隊との関係、あ

るいはまたひとしく国家公務員である

にもかかわらず、公労法の適用を受

けるものというふうなふり、大きな分

野から言ひますと、いづれも国家公

務員であるにかかわらず、幾多の複雑

な給与体系あるは給与水準の相違、

さらにごまかく言ひますと、給与体系

その内容等におきましても、いろ／＼

違つておる点があることは事実でござ

います。従ひましておそらく公務員制

度調査会におきましては、一つには国

家公務員という大きな角度から見まし

て、これらの給与体系をいかになすべ

きかという問題と、それからもう一つ

は、これらの組織運営がばら／＼にな

つておるといふ現状にかんがみまし

て、これらを総合調整する組織をいか

にすべきかという点があるが、大きな

重点として取上げられるのではなから

うかと想像するものであります。現段

階としてはまだいづれも結論が出てお

りませぬので、一応の想像にまかせま

して、お答え申し上げざるを得ませ

ぬ、そういう趣旨でお答え申し上げた

次第でございます。

○岸本説明員 ただいま受田先生から

御指摘になりました給与制度のこと

についての問題でございますが、沿革と

申しますか、沿革もございませぬ、ま

た今日の役所の組織からいたしまし

て、特に一般職、特別職というふうな

ものについては、それ／＼所管権限が

違つておるかと思ひます。そういう関

係でい／＼不統一の問題が生じて参

つております。われ／＼事務に携わつ

ておる者といはしましては、できるだ

け実質的には統一して行くように、相

違が起らないように努力はいたしてお

るのでございますが、ただいま先生か

ら御指摘になりました点は起つておる

というごことは事実でございます。これ

を今後どうして行くかということにつ

きましては、ただいま人事院の給与局

次長からお話がありました通りでござ

います。公務員制度調査会の結論を

まらまして考へて参りたい、かように

考へておる次第であります。

○受田委員 政府当局において関係官

が公務員の給与体系の法律を立案して

おられることも、今の御答弁でわか

たわけでありませぬが、公務員制度調査

会の答申にまつまでもなく、よいこと

であると思われたならば、ただちにこ

れを法律改正案として国会へ持ち出し

ていただくべきである、あるいは予算

措置の上においてははなはだ不便であ

る、支払い規定がばら／＼になつてお

るといふことには、非常に不便がある

とお気づきでありますならば、そうい

う点についての法律改正案を御提出な

さるべきであり、あるいは規則の改

正、政令等をお出しになるとかいうよ

うにして、できるだけ早くその不便を

除去する御努力がなされなければなら

ぬと思ひます。その問題については

答申が出たと思ひますけれども、それ

をまたないで、こういう点については

むしろどうあるべきだというふうな、

第一線で御活動をなさつておられる公

務員の最高責任者、給与関係の最高担

当者でいらつしやるお二人の方々に、

何か皆さんの方からそういう不便を指

摘して、公務員制度調査会に一役買

せるように御努力なさるか、あるいは

一步先んじてそういうような措置をお

とりになるか、こういうことについて

御所見をもうひとつ伺つておきたい。

もう一つは、これで私は質問の重点

を終るわけですが、昭和二十五年例の

国家公務員等に対する退職手当の臨時

措置に関する法律が制定されました。

そうしてこれに伴う休退職の場合その

他の規定がされたわけでありませぬが、

その規定と昭和二十八年八月一日以後

の退職者に対する退職手当の規定がその法律第八十二号によつて定められておるわけでありますが、それとの間に於いて特に問題点は、まだ帰つて来ない未帰還公務員の場合に非常な差等が生じておることを私は今回ソ連、中共から帰つた人々の具体的調査に乗り出して調べましたところ、実例が幾つも出て来たわけですから、それでこの前の法律の適用を受ける場合、これは非常に有利であつて、去年の法律によつてはなほそれが不利にされておるといふ実例、特にこの実例を一つこの中から拾つて調べてみましたところ、

実は特に給与の額の低い人々の上に、はなはだ不利であるという経緯が仕て来たのです。これは当時法律をつくられたときに、詳細研究になつたと思ふのですけれど、こういう特例を十分御検討するほどの余裕がなかつたのではないかと思ふのでございます。数字の問題ははなはだ込み入つておりますので、懇談の時間にこの点を御相談申し上げたいと思ひますが、法律的に十分調査されて、その中から漏れる人のないような十全の準備をして法律改正といふものが、私は願わしいと思ふのであります。大蔵省といつたしまして、この退職手当の問題について、基本的には十分そういう特例を心を配つてやられたことであるかどうかという点についてお答えを願つておきます。

また人事院といつたしましては、国家公務員に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、この人事委員会にかけられなかつたもので、大蔵委員会にかけられておるのであります。こうした公務員の退職手当に関する問題は、当

然人事院の所管事項に入らぬと思ふのでありますけれども、この点については法律の提出された当時の事情あるいはその後の事情について、人事院としてはいかなる考えを持つておるか、以上大きな線で二点、小さい線で一点、両政府当局者の立場からの御答弁をいただきたいと思います。

○慶徳説明員 お答え申し上げます。まず第一点は、給与全般の総合統一の問題につきまして、専門家たる事務当局としてさらに積極的に働きかけて、この具体化を推進すべきではないか、そのような問題についてどのような具体的な措置をとつておるかという点でございます。まずその点についてお答え申し上げます。先ほど申し上げました公務員制度調査会に對しましては、現在の給与の中身がどのような状態になつておるか、あるいはまたこれを運営するところの組織がどのような状態になつておるか、さらにはまた具体的な問題点について、どのような問題があるかといふようなことを積極的に資料をもつて提示し、かつ内容の説明をいたしまして、各委員諸公の審議の便に供するといふようなやり方を現在とつておるわけでございます。さらしあたりそのようなやり方をとつておるのであります。もう一つさらにより進んでやつてもいいじやなうかというような御趣旨の御質問があつたように拝聴したのであります。私もその立場としましては、現在それ／＼法律的に権限を与えられまして、その権限のわく内で活動することを余儀なくされておりますので、まことに遺憾ではあります。公人——たとえば給与

局長といふ立場におきまして、公の席においてものを申し上げますときには、どうしても与えられた権限のわく内、拘束を受けますので、その範囲内で活動することの余儀ない事情にあることを御了承願ひたいと思ひます。ただ懇談会等の席において個人的にどういふ見解を持つておるかというようには、公の席でないような場合におきましては、私も専門家として長くやつておりますので、虚心坦懐に私見として申し上げる自由は持つておると思つております。

〔山口(好)委員長代理退席、川島委員長着席〕

それから第二番目の退職手当法の具体的な中身の御質問の点でございます。これは現在大蔵省の所管に属しておりますので、おそらくあとから岸本課長からお答えがあると思ひますので、私からは遠慮させていただきます。ただ最後に御質問のございました退職手当臨時措置法が大蔵委員会にかけられて、当人事委員会にかけられなかつた、このようなやり方はおかしいじやないか、そういう問題に關連する人事院の所見いかんというような趣旨の御質問があつたのであります。その点について人事院の立場からお答え申し上げます。先ほど一番最初に問題がございましたように、現在の権限、組織の面からいいますと、退職手当關係につきましては人事院に権限が与えられていないのでございます。同時にまた現在の国家公務員法におきましても、退職年金、つまり恩給制度につきましては人事院の権限とされておるのであります。

が、退職手当の問題につきましては公務員法上一言半句も言われていないというふうな状態からいまして、現在の法体系といたしましては、人事院の所管事項にされてはいたないのでございます。従いまして大蔵省の所管となつております關係から、大蔵委員会にかけられたことと思ふのであります。ただ問題は将来はいかにあるべきかという問題がおのずから起つて来るであろうと考えられます。御承知の通り国家公務員法に基くところの新恩給制度、これを改称いたしました退職年金制度といふ名称にかえたのであります。これにつきましては、すでに人事院から国会及び内閣に對しまして正式に勧告をいたしておるわけでございます。当然年金制度と退職手当制度とのある程度の調整といふことも必要になつて参りますので、将来の立法事項といたしましては、關連事項といたしまして退職手当臨時措置法にも若干触れまして勧告をいたつたつておるといふような現状であることを、御答弁申し上げます。

○岸本説明員 御質問の第一点の、事務担当者としてできるだけのことをやつて、公務員制度調査会の結論をまたないで、何か考えたらどうかという点でございます。これは前国会から田中官房副長官からお答え申し上げておりましたが、政府といつたしましては、公務員制度調査会の結論をまつて善処したいといふことになつております。単に一部局の事務を取扱う者といつたしましては、この際積極的に何かと申し上げることは差控えさしていただきたいと存じます。

第二点の未帰還職員の問題は、従前に比して不利になつたのではないかと御指摘でございます。私ども法令を企画立案いたします場合には、当然念には念を入れて審査いたしました提出申し上げておるわけでありまして、ただい／＼な人間の能力だとか時間的な制約等の關係で、でき上りました法令に誤りがないといふことは保証できないのであります。誤りがあれば当然直すべき処置をとらなければならぬと思ひますが、未帰還職員につきましては、受田先生の御指摘の点がどの点か、これは懇談会で御指摘いただきましたので、御返事したいと思います。

○受田委員 以上で終わります。

○加賀田委員 淺井総裁が見えてないので簡単に尋ねたいと思ひます。人事院は先般七月十九日に国家公務員法二十八条に基いて政府並びに国会に公務員の給与に関する報告がなされて参つております。これを見ますと、この報告の中で大体毎月勤労統計調査によつても、昨年の三月と本年の三月を比較して九・二％の上昇を来しておる。あるいは人事院自体が四千二百の事業所の調査の結果においても九・五％の値上げを来しておるといふ報告があるにもかかわらず、最後に報告だけで、わが国の経済は今や転換期にあつて、給与を決定すべき諸条件に幾多の不確定な要因を含んでおる。給与に關する報告は留保するといふ立場をとつておられますが、大体二十八条に基けば百分の五以上の増減を必要とする場合には、人事院はこの報告とあわせて勧告せねばならないことになつておられますが、こういう二十八条の規定にもかかわらず、いかなる

理由に基いていかなる調査の結果の見通しの上で立つて、この勧告権を留保されたかということに対して御説明願いたいと思っております。

○慶徳説明員 お答え申し上げます。

確かに御指摘になりましたように、国家公務員法第二十八条の百分の五以上の増減という数字だけの面からいたしますと、たとえば今回の報告に結びつけて申し上げますと、四級以下というところにつきましては、百分の五までの増減に達してはいない。それ以上の部分につきましては、大休百分の五以上の増減が出ておるといふことは、本文にはつきりうたつておる通りであります。ただ問題は、百分の五という計数は出ておるのでありますが、二十八条にも書いてありますように、百分の五以上の増減があつたものほかに、それがために改訂を必要と認めるときという一種の弾力条項的な条文が文面にあるわけでございます。さらにまたその百分の五以上という問題に入りまして、その前提といたしまして、給与算定の基礎となる諸条件の変化という問題が、一番大きな前提となりますわけでございます。その前提となります給与決定の諸条件とは何かというところが、実は根本になるだろうと思つておるわけでありまして、御承知の通りこの点につきましては、国家公務員法第六十四條だつたと思つておるわけでありまして、三つの原則を掲げておるわけでございます。御承知の通り、その一つは生計費を考慮する。二番目は民間賃金を考慮する。三番目は、その他人事院が適当と認める事情を考慮するという三つの原則が掲げられておるわけでございます。

○加賀田委員 公務員法六十四條に基づいて、給与法は生計費、民間における事情を考慮するところありますが、今の説明によりまして、この勧告を留保した理由は、いわゆるその他という人事院の決定するに適當な事情というものが將來こういう給与問題の諸条件に対して、不確定な要素を含んでおるといふところに理由を結びつけたわけでありまして、従来的人事院の勧告は、何といつても生計費と民間の給与を主体と考へられて勧告された。経済的将来の見通しに対して不確定である、あるいは経済情勢の大きな転換期を来しているというところで勧告を留保する権限はないと思つておる。そのためにこそ給与をふやす、減らすという二つの条件がつけられておると思つておる。一年間に一

度勧告をしなければならぬということに、一年後に経済の変動、転換期のもとに減らす事情が起つた場合には減らさなければならぬ、こういう事情がついておられますので、一年の将来の経済の見通しがつかないから、公務員の罷業権のかわりとしてつくり上げた人事院の、しかも人事院として公務員が非常に期待をされている義務であり権利である勧告というものを、みずから放棄するような態度、こういう態度は、人事院としての存在そのものに対しての、公務員としては大きな疑義を持つて、じやないかと思つておる。従つて単なる抽象論でなくして、どういふ経済情勢が起つた場合には、今留保しておる勧告権を発動するのか、あるいはどういふ見通しに立つて、その見通しがそのまゝ継続されるならば、勧告しないのかという問題に対しては、委員会を通じて国民の面、特に公務員の前に明らかにすべきだと思つておる。その点人事官として、あるいは給与局長として、その見解を明らかにしていただきたい。

○慶徳説明員 百分の五以上の増減があるにかかわらず給与決定の、いわゆる第三の条件を持つて来て勧告をしないということとは法律違反である、あるいはまた人事院の権利の放棄である、義務の不履行であるという御趣旨の御質問があつたのでありますが、遺憾ながら人事院といたしましては、おそろく総裁が答弁されました。私の答弁と実は同じようになるだろうと思つておるわけでありまして、国家公務員法の解釈は決してそのような解釈は実はとつていないのでございます。と申し上げますことは、先ほども少し触れまじつたように、国家公務員法第二十八条は

百分の五ということも文字通り機械的に規定しているのではないのでございまして、百分の五以上の増減ありと認めるときという、ややそこに弾力条項があるわけでございます。これは法律的な形式論からいたしますと、この弾力条項ということが、先ほど申し上げた公務員法第六十四條にいう三つの要素のかみ合せということに法律的には結びついて来るのではなからうかと存ずるわけでありまして、のみならずこれを法律的問題から離れまして、給与決定の実際問題について考察を加えました場合にございまして、給与決定の要素が三つある。一口に申し上げまして、この三つの要素の組合せ、同時にその判断ということには何といつても、何人がやりましたも、つまり相場の弾力性と申しますが、幅があることも否定できないことであるかと思つておる。いずれにいたしましても、そういうことは抜きにいたしまして、国家公務員法に対する解釈は以上申し上げたような解釈に立つておるのであります。従いまして人事院といたしましては、第二十八条の規定は勧告権を放棄したあるいはあえて義務の不履行をいふたすというふうな考え方はございませぬ。持つていないのであります。これは報告において明確に言つております通り、留保しているにすぎないのであります。まして、今後の経済情勢の推移を注視いたしました上で、必要とある場合には、いわば伝家の宝刀を申しますが、いつでも伝家の宝刀を抜く、法律に与えられたる権利は敢然として行使する、義務は忠実にこれを履行する、という本心でございまして、これまた総裁の答弁と私の答弁は少しも食い違ひがないであらうという確信のもとにお答え申し上げます。次第であります。

○加賀田委員 伝家の宝刀を抜く用意は一度持つておると言いますが、みかなければ抜いておきまじつて切れないことがあるから、十分注意をしていただきたいと思つておる。百分の五に対して非常に幅があつて必要が生じたと思はれるときという問題に非常にとどまつておるらしいですが、では現状においては百分の五以上の増減は必要でないという結論を出されて、この勧告を留保されているのかどうか。しかも今申し上げたように必要がないという根本的な理由を明確に詳細に説明をしていただきたい。ただ今の報告の中では非常に抽象論で、われわれとしては納得の行かない点が相当にあるのであります。その点詳細に御説明願いたい。なおもし現在のそういう見通しの上で立つて、どういふ事情が生じられた場合に伝家の宝刀を抜かれるのか、その点も御説明願いたい。

○慶徳説明員 勧告の文面にも具体的な資料を添付いたしてありますので、あらためて申し上げます。従いまして、思うのであります。単に計数的に見ました場合には、四級以下のものについては百分の五以上の増減はない、それ以上のものについては百分の五以上の増減があるというところは、人事院といたしましては率直にこれを認めております。報告に明確に書いてある通りでございます。従いましてその報告に書いておるこの事実、あくまでも率直にこれを肯定しておるわけでございます。この点は御了解願ふことではなからうかと存ずる次第であります。

最後にいついかなる場合に、どのような状態が発生した場合に、いわゆる伝家の宝刀を抜くかという御質問でございますが、これはこれまで報告に書いてあります通り、経済情勢の動きを注視するのであります、その経済情勢の動きに対応いたしまして、情勢適応の原則をいつでも適用するという考え方でございます。

○加賀田委員 非常に答弁も抽象的で、われ／＼としては頭が悪いのか、把握することは困難であります、なお時間も相当経過いたしますし、淺井總裁も本日出席されておられませんから、淺井總裁の出席されるとき、あらためてわれ／＼としては質問を復問いたしたいと思います。

○櫻井委員 慶徳給与局長にひとつお尋ねしておきます。実は寒冷地給の問題につきまして、二十九年度の寒冷地給はすでに八月三十一日に支給になったわけでございますが、寒冷地給と同じように非常に不合理が出て来ている。この不合理の点につきまして、人事院でも認めておられることと思うのであります、これは降雪量、日照、風速、こういうふうな科学的なデータが相当あるわけであり、それに基づいて今までの実施された級地について相当の異動があり、是正も必要とすると思われるのであります。二十九年度は、これは前年度通りの実施であります、従つて人事院はこの寒冷地給についての不合理是正をやる意思があるかどうか、まずその点をお伺いいたします。

○慶徳説明員 ただいま御指摘がありましたように、寒冷地手当につきましては、勤務地手当よりもよほどはつきりした基礎資料に基いておりますので、勤務地手当のような問題に比較いたしますと、比較的問題が少いのではなからうかと存じます。御承知の通り従来のやり方といたしましては、もつぱら積雪の場合、それから寒冷の場合というふうなことを中心としてやつて参つて来ておつたのであります、現在まで何回も報告をいたして参つておりますし、このデータも相当完備いたしておりますので、少くともこの二つの基礎資料のみをもつて前提といたします限りにおいては、昨年度のものも大体そのまま踏襲することは、事務的に見てもやむを得ないのではなからうか、かように現在を考へておるわけであり、ただ将来の問題といたしましては、どのようによいのかといふことになり、御承知の通り、今申し上げました二つの要素のほか、たとえば風速の關係であるとか、日照、なとも考えなければならぬ点がございますので、その点につきましては、さらに具体的な資料を集め、さらによい合理的な解決の道があればやるといふことで、目下検討している段階でございます。

○櫻井委員 それでは確認いたしますが、今の場合早急に是正の考え方はなく、さらによい資料を集めて改正する段階になれば、これを改正したいというふうことですか。

○慶徳説明員 事務当局の立場としてはつきりお答え申し上げますと、ただいまの段階としては、改訂の報告をする考えは持つておらない。これははつきりお答え申し上げてよいと思ひます。ただ将来の問題といたしましては、今後の研究にまちなして、その後

においていかに善処するかは研究の成果にまたなければならぬと考へている次第でございます。

○森(三)委員 ちよつと人事院にお尋ねいたします。せんだつて北海道の方に行きましたところが、保健所その他の獣医の待遇が普通一般の医者と非常に懸隔がある、同じ医者として職責を尽す上においてこんな差を設けられては困るという声が強かつた。そのとき、自分らの初任給は保健婦と同じになつてゐる、こういう矛盾したことはない、人事委員会ではこういうことを取上げてやつてくれたいのかといふ非常に強硬なお話がありました。今突然の質問では答えにならぬかどうか知りませんが、矛盾があるというふうなお考えをお持ちでしょうか。普通の一般の医者と同じような扱いをしてもらいたいという強い要望があつたのです、その点についてお答え願ひます。

○慶徳説明員 獣医さんの待遇が保健婦さんと同じような状態で待遇されているというふうな御指摘があつたのであります、今具体的な資料を持つて来ておりませんが、はたしてそうなつておるかどうかも、ちよつと今の段階では申し上げかねると思ひますから、歸りましてからよく調査研究いたしましてできる限り実態に沿うように善処いたしたいと思います。

○川島委員長 これから懇談会に入ります。

〔午前十一時三十八分懇談会に入る〕
〔午後零時九分懇談会を終る〕
○山口委員長代理 本日はこれにて散

会いたします。
午後零時十分散会